

保育料設定及び減免に係る具体的な検討について（案）

H27. 1 子ども福祉室

1 2号・3号認定の保育料について（公立保育所の保育料及び私立施設の2・3号認定）

保育料の検討に当たっては、より適切な料金体系となるような階層区分を設定するとともに低所得世帯へ配慮して、保育料の見直しを行った。また、制度の改正による年少扶養控除の再計算を廃止したことで影響を受ける多児世帯の保護者負担を軽減するため、新たな減免措置について検討した。

(1) 検討の内容

平成26年10月時点の551人のデータを、国の方針に従い次の2案のとおり、現在の保育料（所得税ベース）と変更後の保育料（市民税ベース）について、どの程度の差が出るかを検証した。

(2) 比較検討

ア 現行案《資料 1-2》・・・現行の市の階層を国に準じ、所得税額ベースから市民税額ベースへ移行し、年少扶養控除の再計算を行わず算出し、C16階層を新設した。

イ 改正案《資料 1-3》・・・現行案を、より適切な応能負担とするため、各階層の均衡を図り、国の基準からの対国基準比を見直し、階層間の差額の平準化を図った。

(3) 現行案、改正案の集計結果

（単位：円）

	減額 (人)	同額 (人)	増額 (人)	一人あたり平均 増減額（月額）	全体で増額になる場合 の平均増加額（月額）	年間保育料 の合計	現在の保育料と 変更後保育料の差
現行案	88	324	139	△184	2,543	123,405,600	△1,216,800
改正案	186	163	202	△512	2,695	121,232,400	△3,390,000

※ H26. 10. 1 時点の全就園児童（私立を含む）のデータで試算した。

(4) 第3子以降で3歳以上児の軽減措置

年少扶養控除の再計算の廃止による影響を受ける世帯のうち、3歳未満児においては第3子以降無料としているため、増額となる者はいないが、第3子以降の3歳以上児は影響があるため、次の2案のとおり軽減措置を検討した。

ア 定率軽減案（2割もしくは1割減額）

定率での減額では、保育料の高い世帯（高所得世帯）では割引額が多くなり、保育料が安い世帯（低所得者）では割引額が少なくなる。

市の負担額は…2割減2,530,800円 1割減855,600円

イ 定額軽減案

定額での減額では、保育料が低い世帯（低所得者）の方が、保育料に対する減額率が高く、低所得者に配慮した保育料の軽減措置となる。軽減額は、第3子以降で3歳以上児が増額になる場合の平均増額が2,550円のため2,500円減額とする。

市の負担額は…1,860,000円

検討の結果、低所得者に配慮した保育料の軽減措置の定額減額案を、第3子以降で3歳以上児の軽減措置とする。

2 1号認定の保育料について（私立施設の1号認定《資料 1-4》）

1号認定の利用者負担額は2号認定の短時間料金から減額して決定する。

減額の方法は、保育短時間8時間に対する教育標準時間5時間の割合62.5%を減額率として適用することとする。